

開示実施手数料の〔減額／免除〕申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 殿

(ふりがな)

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒

TEL ()

(ふりがな)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 17 条第 3 項及び「国立研究開発法人産業技術総合研究所における情報公開の開示請求に係る開示の方法及び手数料について」第 3 の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の〔減額／免除〕を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

2 法人文書開示決定通知書の日付及び文書番号

(※ 法人文書開示決定通知書の右肩に記載された文書番号及び日付を記載してください。)

・文書番号： 産総研（情公）

・日付：令和 年 月 日

3 減額（免除）を求める額

4 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受けており、開示実施手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

・①に○を付した場合は、号番号の欄に記入し、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

・②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抜粋）

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。